

## 令和元年度長崎地方裁判所委員会議事概要

日 時 令和元年5月14日（火）午後1時30分～午後3時00分

場 所 長崎地方裁判所

テ ー マ 裁判員裁判広報について

出 席 者

（地裁委員）

糸屋悦子，小松本卓，手塚堅太郎，永瀬徳豊，中野宏美，田口直樹（委員長），廣澤英幸，松本祐明，森本精一（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

黒岩事務局長，大町刑事首席書記官，高崎総務課長

### 議 事 要 領

第1 開会

第2 新委員紹介

第3 議事

- 1 テーマについての説明
- 2 広報活動実績紹介
- 3 意見交換

（以下，発言者は，委員長：□，委員：○と表示）

- 裁判員裁判が始まって10年の実績が国民に知られていないのではないかと考えている。開始当時は国民も関心があったようだが，薄れてきている。国民に参加していただかないと制度が成り立たないので，10周年広報に限らず今後も続けるべきと考える取組みや，やってみてはどうかと考える広報等ご意見をいただきたい。
- 裁判員裁判の事件と裁判員裁判以外の事件の比率はどのくらいか。どのような事件が裁判員裁判となるのか。
- 裁判員裁判の対象となる事件は法律で決まっており，法律上の刑に死刑か

無期懲役が定められている事件，故意の行為で人が死亡している事件の2類型である。具体的には，放火，殺人，強制性交致死，傷害致死，危険運転致死などである。

- それらの事件が少ないと裁判員裁判も少なくなるということか。
- そのとおりである。
- 窃盗のような事件は対象ではない。重大犯罪が対象とされる。件数は少ないが，重大事件であるので社会の関心は高い。
- 裁判員のみなさんの考えで刑が決まるというのはシビアである。
- 裁判員経験者から「死刑の判断のような重たい判断をすることもあり，しんどい。」という感想もある。
- 当初は，死刑判決が少なくなると言われていたが，実際には多かったというインターネット記事を見たことがある。司法関係者の感覚的にはどうか。一般の裁判と違うと感ずることがあるか。
- 裁判員対象事件で死刑判決の経験がないので何とも言えないが，量刑について，重くなる因子については，裁判官だけの場合より重くなり，軽くなる因子については，裁判官だけの場合より軽くなるという印象がある。一概に重くなっているというより，ばらつきが大きくなっていると思う。
- 3月に当社の司法記者が，記者向けの模擬評議に参加して，貴重な経験をさせていただいた。広報の3本柱の1つである模擬評議に記者を参加させるのは良いところに目をつけたと思う。裁判員制度については当社の夕方のニュースで特集を放送する予定である。裁判員制度の出張講義についても，一般の方からすると，裁判官と話をすることは敷居が高いと感じていると思うので，もっと広く広報すれば，聞きたいと思う方も多くいるはずである。敷居が高いという裁判所のイメージを払拭できる広報ができれば良いのではないか。
- 司法記者に裁判員裁判を理解してもらうことは，双方にメリットがある

思うが、記者も忙しいのではないか。

- むしろ、こういう機会をもっと増やしてもらいたい。他社も含め関心があると思う。
- 出張講義の申込の実情はどうか。
- あまり申込はない。敷居が高いと思われているのか、関心を持たれていないのか。
- 裁判所は、普段、外部と接することがなく、広報をしようと思ってもどう働きかけてよいかわからない。イベントも数を打てないというのが実情である。
- 私が以前司法記者をしていたときは、弁護士や検察官とは話す機会があったが、裁判官とは話す機会がなく、裁判官と言えば法廷で審理をしている方だった。裁判員裁判で裁判官との距離が近づいたと思う。広報としては、報道機関を利用してもらえればと思う。
- 私は、1階の掲示パネルを見て初めて裁判員裁判が10周年であると知った。市民への広報は市役所が身近であると思う。市役所は報道機関と提携したり、自前の広報誌で広報活動を行っている。紙面の問題等はあるが、今後なんらかの形で協力できるのではないか。「裁判官がお伺いします」（出張講義）の企画については、自治会がふれあいセンターを運営しており、地域の身近なテーマについて講座を開いたりしているので興味を持つ役員もいると思う。費用がかからないならなおのことであり、施設にチラシを置くのはどうか。市民の目に触れる機会となり、講座を通して広がっていくのではないか。
- ふれあいセンターの窓口はどこになるか。
- 長崎市がふれあいセンターと言っているのは、市民が会議やグループ学習で利用できるような施設のことである。長崎市の場合は自治振興課が窓口になる。

- 辞退率が15パーセントくらいあがってきているがその理由はなにか。
- 最高裁判所が分析したところでは、雇用情勢などの社会的要因があるとされている。職場の理解が得られないのではないかと、思ってそもそも職場に相談しない人もいるようなので、職場に相談してほしい旨を記載したペーパーを同封する取組みをしている。
- 辞退の理由は仕事が多いのか。
- 仕事や介護が多い。
- 新入社員は有給も少ないので、期間が2か月などとなると会社としては対応が難しいのかもしれない。裁判員はなりたくてなれるものではないので、裁判員裁判の広報というと、心構えをして欲しいという広報になるのか。
- そういうことになる。選ばれたときに、怖がらずに出てきてほしい。
- 私は広報の仕事をしているが、意識を持って欲しいということは難しい。「裁判官がお伺いします」（出張講義）の企画は良いと思う。裁判官とは会うことがなく、裁判所とも隔たりがある。商工会議所女性会で外部の方を呼んでお話を聞くことがあるので協力はできると思う。経営者から社員に、怖がらずに参加するように話をしたり、報道で特集をしたりするなど広報は地道にやっていくしかない。
- 裁判員裁判でなくても、軽微な自白事件を傍聴してもらって解説するだけでも興味を持ってもらえるのではないか。私は裁判員裁判開始当初の裁判所主催のイベントに参加したが、高齢の方は裁判員裁判に参加したいという人が多かった。広く広報すれば一般の方も興味を示すのではないか。私も裁判員裁判を経験してみて、裁判所や検察官は組織的教育があるが、弁護士は一個人であって、意見を上手に示すことが難しいと感じた。弁護士こそ見せ方を勉強しなくてはならない。
- 多数のご意見ご感想をいただきありがとうございました。地道に取り組むことが必要であることを再認識しました。

第4 次回期日及び協議テーマについて

1 次回期日

令和2年2月18日（火）午後1時30分

2 次回協議テーマ

裁判所と地域との関わりについて